

J A M 政策NEWS

2020年5月1日 第2020-16号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail: seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

働き方改革推進支援助成金（COVID-19対策テレワークコース） パソコン等のレンタル・リース費用も対象に

新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するための「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」について、2020年4月28日から助成対象が見直しをされました。概要について、以下

に記載します。

既に交付申請を行っている事業主についても、変更申請や補正等を行うと対象となり得ます。職場が該当する場合は、申請を検討してみてください。概要版のリーフレットを添付していますので、ご参考にしてください。

中小企業
支援

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの助成内容

【概要】

＜令和2年4月28日より助成対象を見直しました！＞

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とします。

※事業の実施期間内(5月31日まで)の経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限る。

(1) 対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主
※試行的に導入している事業主も対象となります。

＜対象となる中小企業事業主＞ 労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

(2) 助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング等

※シンクライアント端末(パソコン等)の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。ただし、レンタルやリースについては、5月31日までに利用し、支払った経費については対象となります。

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置に付き助成金を受給していない場合に限りです。

(3) 主な要件

事業実施期間中に

- ・助成対象の取組を行うこと
- ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること

※少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

(4) 助成の対象となる事業の実施期間 → 2020年2月17日～5月31日

(5) 支給額 → 補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）

★厚生労働省：働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/jikan/syokubaisikitelework.html